

Title	古代における夫妻別居制
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1935
Jtitle	史学 Vol.14, No.1 (1935. 4) ,p.41- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350400-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19350400-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古代における夫妻別居制

松 本 芳 夫

一

イギリスの人類學者であるエドウィン・シドニー・ハートランドは、日本では本來母系繼承であつて、妻は自家にとどまつて夫が夜訪れきたるのであつたが、第十四世紀になつて始めて夫の家が家族の中心となり、夫妻が同居するやうになつたとのべてゐる (*Primitive Society*. p. 115, 及び *Primitive Law*. p. 88-9)。第十四世紀といふのはどういふ根據にもとづいたのか不明であるが、しかしわが古代において夫妻が別居し、夫が妻のところに通うたのであるといふ説は、古來わが國において一般に信じられたのであつて、ハートランドの説もおそらくそれをうけついでにすぎないのであらう。例へば三浦周行博士は、わが國が上古以來一夫多妻の俗が行はれて、男子は一人にして數婦を娶り得たるとともに、夫婦別居の俗が行はれ、結婚後も夫は妻をその家に訪れるのを例としたことをのべ、さうして後漢書東夷傳に

古代における夫妻別居制 (松本)

(四)

四一

「國多ニ女子。大人皆四五妻。而其餘或兩或三。女人不<sub>レ</sub>姪不<sub>レ</sub>妬。」と記してゐるのは、一はこの別居の慣習がこれをして然らしめたともざるを得ないのみならず、當時において同母兄妹間の婚姻を不徳視したが、異母兄妹間にはこれを怪しまなかつたのは、族制上の關係にも依つたことであるとはいへ、またこの別居の慣習に起因することが大なりしを認めなければならぬと言つてゐる（中古の親族法と唐制との比較、法制史研究五一五——六）。

しかしこの夫妻別居説に對して、反對説も全くないのではない。それによると、夫妻別居の實例があつても、それは一般的のものであつたと考へるのは早計で、男女の情愛が最も纏綿たる場合は多く別居してゐる際であるから、物語類や古くは古事記でも面白く興味をもつて世人に讀ます讀物として別居の場合を特にかがけてゐるにすぎず、家族制を基礎とした氏族制の行はるゝ時代においては、別居は通則としてはあり得べきでなく、嫡妻のみならず、次妻たる妾にいたるまで同居したのであつて、別居が母系制時代の名残りとして行はるるものと論ずるときは、母系制時代が必ずわが國に存したと假定した上の論であらうと言つてゐる（魚澄惣五郎氏、古代に於ける夫婦別居の説について、歴史と地理、二一ノ二）。一般に別居制を主張する人々は、たとへ夫妻同居の例があつても、これを例外とみなして別居が通則であつたとするに對し、魚澄氏は眞向からこれを否定しようとしたのであるが、この兩説の可否はしばらく措いて、他の立場からこの問題を検討したい。

古書において、男が女の許に通うた記事、従つて夫妻が別居してゐたであらうと思はれるものが甚だ多い、例へばオホクニヌシノ命がヌナカハヒメの許に通うた話(古事記)、コトシロヌシノ神が八尋熊鰐となつてミシマノミソクヒヒメに通うた話(書紀の一書)、或は神が毎夜男の姿になつてイクタマヨリヒメの許に通うたといふ話(古事記)、これと同じ形式の類話とみらるるヤマトトトモ、ソヒメノ命とオホモノヌシノ神との話(崇神紀十年)、及びオトビヒメの話(肥前國風土記、褶振峯)などがあり、又オホナムチノ命がマタマツクタマノムラヒメノ命を娶つて、朝毎に通はれたとか、スセリヒメを娶つて通はれたとかいふ話がある(出雲風土記、神門郡)。また允恭天皇が皇后の妹弟姫(衣通郎姫)をも喚して妃とされたが、皇后の嫉妬をおそれて、『是を以て宮中に近づくことなくて則ち別に殿屋を藤原に構りて居らしむ』とあり、その衣通郎姫の歌に

あがせこが來べき宵なりさゝがねのくもの行ひ今宵驗るしも。

とあつて、天皇の通ひいでますのを心待ちに待たれたさまがうかがはれる(允恭紀七年及び八年)。また同紀二年に、『初め皇后母に隨ひて家に在ましき』とあり、同紀七年に『時に弟姫母に従ひて近江の坂田に在り』とあつて、父のことを言はないで、母のみをあげてゐるが、或はこれなども、父と母とが別居

してゐて、子女が母の許において養育された事實を語るものではなからうかと思はれないこともない。萬葉集においても、夫妻別居を思はせる歌及び記事が甚だ多い。例へば

熟飯を水に醸みなし我が待ちしかはりはぞ無きたゞにしあらねば。

右傳云。昔有<sub>二</sub>娘子<sub>一</sub>。相<sub>二</sub>別其夫<sub>一</sub>。望戀經<sub>レ</sub>年。爾時夫君更娶<sub>二</sub>他妻<sub>一</sub>。正身不<sub>レ</sub>來。徒贈<sub>二</sub>裏物<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>此娘子作<sub>二</sub>此恨歌<sub>一</sub>。還<sub>二</sub>酬之<sub>一</sub>也。(卷第十六)

とか、或は

我が命は惜しくもあらずさにづらふ君によりてぞ長く欲せり。

右傳云。時有<sub>二</sub>娘子<sub>一</sub>。姓車持氏。其夫久逕<sub>二</sub>年序<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>往來<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時娘子。係戀傷<sub>レ</sub>心。沈<sub>二</sub>臥痾疹<sub>一</sub>。瘦羸日異。忽臨<sub>二</sub>泉路<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是遣<sub>レ</sub>使。喚<sub>二</sub>其夫君<sub>一</sub>來。而獻<sub>二</sub>歎流涕<sub>一</sub>。口<sub>二</sub>號斯歌<sub>一</sub>。登時逝沒也。(同卷)

のごときは、明に夫妻別居の事實を示すものである。なほ歌においては

### 詠草

妹がりと我が通路の篠薄我し通はゞ靡け篠原。(卷第七、雜歌)

行かぬ我を來むとか夜も門さゝすあはれ我妹子待ちつゝあらむ。(卷第十一、正述心緒)

我が背子を今かゝと待ち居るに夜のふけぬれば嘆きつるかも。(卷第十二、正述心緒)

我が背子に戀ふとにしあらしみどり兒の夜泣をしつゝ寝ねがてなくは。(同上)

朝鳥早くな鳴きそ我が背子が朝明の姿見れば悲しも。(同卷、寄物陳思)

のごときがあつて、男が女の許に通うたことをうたつたもの、従つて夫妻別居を思はせるものは甚だ多く、一一あげる煩に耐えないほどである。かういふ例證のみをみれば、古代において夫妻別居制の存在したことは、無條件に承認され得るかのやうに思はれる。

しかるに他方においては、これらの例證とは反對に、夫妻同居を立證するものもないではない。例へばイザナギ、イザナミ兩神は常に同在したのみならず、書紀の一書においては『然して後に宮を同じくして共に住ひて兒を生む』とあり、またアシナヅチ、テナヅチもその女とともに同居してをり、またスセリヒメはその父スサノヲノ命と同居し、コノハナノサクヤヒメもその父オホヤマツミノ神と同居してゐるから、母の居所は不明であるけれども、子女が必ずしも母の許にのみゐたのでないことが明かであり、またトヨタマヒメがホ、デミノ尊をみて、『乃ち驚き還り入りて其の父母に白して曰く……』とか、『豊玉姫』これを聞きて其の父に謂いて曰く……』とあり(書紀本文)、また古事記應神天皇の卷にあるヤカハエヒメの話でも、父と同居してゐたとみななければならぬから、子女がかならずしも父と別居して母の許にゐたとも言はれない。また雄略紀九年秋七月の條に、飛鳥戸の郡の人、田邊の史、伯孫の女は、古市郡の人、書ノ首、加龍の妻であつて、伯孫が女に出産のあつたことを聞いて聶の家によるこびに往つたといふ記事があり、これは全く夫妻同居をかたるものでなければならぬ。

また萬葉集卷第十三問答に

隱國の 泊瀬小國に よばひせず 我が夫の君よ。奥床に 母は寝たり 外つ床に 父は寝たり  
起き立たば 母知りぬべし 出で行かば 父知りぬべし ぬば玉の 夜は明け行きぬ。こゝたく  
も思ふ如ならぬ 忍夫かも。

といふ歌があり、これは一方では男が女の許に忍びきたことをかたるものであるが、しかしそれは男が親にも知られてゐない單なる戀人にすぎないと思はれるものであり、他方において父母の同在がうたはれてゐる。この場合父母がやはり別居してゐて、偶然この夜父もまた母の許に通ひきたつたのであるといふ説もなされうるかも知れぬが、しかしそれならば父母が寢床を異にするわけはないから、一夜かぎりの同居であるとはみられない。有名な山上憶良の貧窮問答歌の中にも

伏庵の 曲庵の内に うた地に 藁解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは 足のべに 圍  
み居て 憂ひさまよひ

の文句があり、これにおいては二夫妻が同居してゐたとみななければならぬ。

更に魏志倭人傳によると、『有<sub>二</sub>屋室<sub>一</sub>。父母兄弟臥息異<sub>レ</sub>處。』とあつて、これは一家内において單に臥息するに處を異にしたことを言つたのであるから、むしろ夫妻同居を示すものであり、また隋書及び北史の倭國傳によると、『女多男少。婚嫁不<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>同姓<sub>一</sub>。男女相悅者即爲<sub>レ</sub>婚。婦人<sub>二</sub>夫家<sub>一</sub>。必先跨<sub>レ</sub>火。乃與<sub>レ</sub>

夫相見。婦人不<sub>ニ</sub>淫妬。』とあつて、明かに妻が夫の家に入ることをのべてゐる。かういふ例證のみをみると、夫妻は別居よりはむしろ同居が原則であつたかのごとく思はれ、これを例外とみるにはあまりに有力すぎるのである。

### 三

かくのごとくたゞ別居の實例のみをみれば、別居がその原則であるかのやうにおもはれるけれども、同居の實例をあげれば、同居が必ずしも例外とばかりはみられない。別居の例證も同居の例證もいづれもともに有力であつて、一方を原則とし、他方を例外とみることはできず、かならず兩者の同在をゆるさねばならぬのである。しからば如何なる場合に別居であり、如何なる場合に同居であつたのか。その理由を知るためには、まづ別居の原因を考へねばならない。さうしてそれにはまづ一夫多妻制があげられるであらう。

魏志倭人傳によると、『大人皆四五婦。下戸或二三婦。』とあるが、この一夫多妻制はわが古代において一般に行はれたのであつて、スセリヒメノ命の歌に、

八千矛の神の命や 吾大國主こそは 男にいませば 打見る島の岬々 かきみる磯の岬落ちず 若草の 妻もたらせめ 吾はもよ 女にしあれば 汝をきて 男は無し 汝をきて 夫はなし……

とあつて(古事記、神代卷)、一夫多妻制の下における女性の弱さをかこつてをり、またアメワカヒコが高天原からオホナムチノ命のところへ遣はされた時、書紀の一書では、『即ち國つ神の女子を多に娶りて……』とある。オホクニヌシノ神の子が百八十神といひ、景行天行の皇子が八十王と言つてゐるが、その子女のかく多數であつたことは、多妻のためであることはいふまでもなく、その他歴代の天皇は大抵數人の皇妃を有してゐた。従つてこの一夫多妻制が夫婦別居の原因をなしたであらうことは、容易に首肯されることである。

しかしながらこの一夫多妻制の下において、妻はいづれも平等の地位と權利とを享有したのであらうか。その間に何等かの差等が存しなかつたであらうか。オホクニヌシノ命がスサノヲノ命の許からその女スセリヒメを得てにげだす時、スサノヲノ命がオホクニヌシノ命に向つて、あが女スセリヒメを嫡妻とせよと言つてゐるから、多くの妻妾の中において嫡妻の存在したことは明かである。神武天皇の御製にてでゐる前妻コナメと後妻ウナナリについては古來種々の見解があるけれども、前妻は嫡妻であり、後妻は次妻であらうと思はれる。また天皇の皇妃においてもその間に區別があつた。例へば神武天皇は日向に坐しました時、すでに阿多の小椅君の妹アヒラヒメを娶つてタギシミミノ命とキスミミノ命の御子があつたが、『然れども更にオホキサキ太后と爲む美人を求ぎたまふ時に』ヒメタタライスケヨリヒメを娶られたのである。(古事記)。垂仁天皇は丹波の五女をめし、その中第一の姉を皇后となし、他の三人の妹を妃ミとなし、一

人を醜き女故をもつて本國に歸らしめたとあり(同紀十五年春二月)、また古事記仁德天皇の卷では<sup>オホキサキ</sup>大后と妾<sup>メケ</sup>とを區別し、繼體天皇の卷では、多くの皇妃の中でタシラカノ命をもつて、特に『是は大后にます』とことわつてゐるから、一人を立て、皇后としたことは明かである。

かくのごとく數人の妻のうちにおいて一人嫡妻が立てられたとすれば、それと他の次妻との間に、地位、權利、その身分の上に、何等かの差等がありはしなかつたか。オホクニヌシノ命の妻ヤカミヒメが嫡妻スセリヒメを畏れて、その生んだみ子を木の俣に刺しはさんで本國にかへつた話(古事記)、仁德天皇の<sup>オホキサキ</sup>大后イハノヒメノ命が甚だ嫉妬深い人であつたので、『故天皇の使はす妾<sup>メケ</sup>たちは、宮中をも得臨かず、言立てば、足も足搔かに嫉妬みたまひき』といふ有様であつたから、クロヒメのごときも、『大后の嫉みますを畏みて』本國に逃げてしまひ、天皇が大后の機嫌をとるのに努力された話(古事記)、允恭天皇の皇后オサカノオホナカツヒメノ命が皇子、後の雄略天皇をうみなされようとした晩、天皇が弟姫のところに通はれたので、『皇后聞きて恨みて曰く、妾が初めて結髪より後宮に陪ること既に多くの年を経ぬ。甚しきかな天皇。今、妾、産みて死生相半ばす。何の故に今夕に當りてしも、必ず藤原に幸すと。乃ち自ら出で、産殿を焼きて將に死なむとす。天皇聞して大いに驚き曰く、朕過ちぬと、因りて皇后の意を慰め諭へたまふ』とか、或は弟姫をねたむのではないが天皇が弟姫のもとに頻繁に通はれるのは、これ百姓の苦しみであるから、<sup>イナシ</sup>車駕の數をへらしたまふべしとまをされ、それがためその後いでましが

希になつたといふ話(允恭紀七年及び九年)、或はまた雄略天皇が葛城山に狩獵をなされた時、臆病な含人が天皇の命に従はなかつたので、これを殺さうとされるのを皇后が諫止し、後には却つて天皇をよろこばせた話(雄略紀五年春二月)などに、嫡妻もしくは皇后が他の次妻とか妃などに對して、或はそれらに比してつよい權威をもつてゐたことがうかがはれるのではなからうか。更にそれと關聯して、嫡妻の有する地位上の一つの優越は、他の次妻が夫と別居するに反して、嫡妻が同居したことではなからうか。

次妻が別居して嫡妻が同居したといふことを立證するところの確かな實例はないけれども、上述したやうに、スサノヲノ命がオホクニヌシノ命に向つてスセリヒメを嫡妻とせよと言つた言葉につづいて、『宇迦能山之山本に底津石根に宮柱太しり、高天原に氷木高しりて居れ、是奴よ。』と言つてゐるから、スセリヒメを嫡妻とするのみならず、その同居をすゝめたものとみななければならず、また上述したやうに、オホクニヌシノ命がヤカミヒメを『卒て來ましつれども、かの御嫡妻須世理毘賣を畏みて、その生みませる御子をば木俣に刺拵みて返りましき』(古事記)とあるから、オホクニヌシノ命はスセリヒメと同居してゐたものとみななければならぬ。尤も出雲風土記ではオホナムチノ命がスセリヒメの許に通つたことになつてゐるけれども、この場合スセリヒメを嫡妻とすることはつてゐず、また風土記の話は極めて斷片的であるばかりでなく、地名の由來をかたる傳説にすぎないから、物語の派生したものと思はれ、且

つ女のもとに通ふといふことについては、後にいふやうに、その場合女が必ずしもその實家にゐたとばかりはきめられないのである。また神武天皇は嫡后オホキサキとしてイスケヨリヒメに求婚せられ、ついでサイ河のほとりにあるイスケヨリヒメの家にいでまして一夜みねまし、ついで『後にその伊須氣余理比賣、宮内に參入れる時に、天皇御歌曰したまはく、』(古事記)とあるから、天皇と嫡后とは宮中において同居されたとみるべきではなからうか。また安康天皇は讒言を信じて大日下王を殺し、『その王の嫡妻長田太郎女を取持來て皇后と爲たまひき。』(古事記)とあるから、この場合嫡妻たる長田太郎女はその夫であつた大日下王と同居してゐたのではなからうか。上述した允恭天皇の皇后や仁徳天皇の皇后にみらるゝやうなつよい嫉妬は、皇后が夫たる天皇と同居してゐるがために起るのであり、また他の妃がその嫉妬をおそれたのは、天皇と皇后とが同居してゐたからであるとせねばならぬ。

#### 四

かくてわが古代における夫妻關係において、同居とみらるるのは恐らく嫡妻の場合であつて、別居とみらるるのは次妻の場合ではなからうかと思はれるが、しかし別居の例とみられる場合において、男が女のもとに通ふといふことについては、更に一考を要するのである。

古代において男女が結婚した時には、妻屋を建てる風習があつた。妻屋とは妻隠る屋であつて、妻の

住むべき家を新に造つたので、後世新婦を俗に新造といふのは、このためであると言はれてゐる。スサノヲノ命がスガの地に宮作りされた時の歌

八雲たつ出雲八重垣夫妻隠みに八重垣つくるその八重垣を。

はその妻屋を建てたことをいふのであり、また出雲風土記神門郡八野郷の條に、『須佐能袁命御子。八野若日女命坐之。爾時所造天下大神大穴持命。將娶結爲而令造屋給。』とあつて、これもまた妻屋のことである。萬葉集にも、『我妹子と 二人我が寝し 枕附く 婦屋の内に ……』(卷第二、挽歌)とか、『我妹子と さ寝し妻屋に ……』(卷第三、挽歌)などがある。而してこの妻屋が何處につくられたのであらうか。夫の家に接してか、妻の實家の近くにか、それとも第三の土地であるのか判明せず、また妻家に隠るのが結婚後或一定期間にすぎないのか、それとも妻の生涯であつたのか、これも明白でない。しかしもし妻家が高句麗の壻屋のごとく(魏志、高句麗傳)、妻の實家の屋後に建てられて、夫がそこに通ふのであるならば、これはまさしく夫妻別居の例であるけれども、しかしスサノヲノ命の例からみると、妻家は必ずしも妻の實家の近くにのみ建てられるものとはかぎらぬやうである。

また萬葉集時代においては、父母のもとに隠りゐて容易に逢ひがたき女、或は心の中に思ひ慕ふ女のことを、隠り妻とか、こもりたる妹などといひ、逢ひみることの希なる女のことを乏妻といひ、深く心に思ふ女のことを奥妻とか思妻といひ、また遊女とか、或はたゞ一夜逢つただけの女のことを一夜妻と

いひ、また女の方からも、忍夫、心夫などと言つてゐるから、妻とか妹とか夫とか言つても、それらはかならずしも正しい結婚をした夫妻であるとはかぎらない。さういふ男女の戀愛においては、

人言の繁けき時に我妹子が衣にありせば下に著ましを。(萬葉集卷第十二、寄物陳思)

人言を繁みこちたみ我が背子を目には見れども逢ふ由もなし。(同卷、正述心緒)

などのやうに、人言の繁きをはばかりおそれたり、或は

玉垂の小簾のすけきに入り通ひ來ね垂乳根の母が問はさば風と申さむ。(卷第十一、旋頭歌)  
事しあらば小泊瀬山の宮城にも籠らば共にな思ひ我が背。

右傳云。時有ニ女子。不知ニ父母。竊接ニ壯士也。壯士悚ニ惕其親呵嘖。稍有ニ猶豫之意。因此娘子。裁ニ作斯詞。贈ニ與其夫也。(卷第十六)

などのやうに、父母にも知らさずしてひそかに逢ふ瀬をたのしんでゐた。従つてかういふ場合男が女のもとに通ふと言つても、それは夫妻別居の場合とは事情を異にするのであるから、單に男が女のもとに通ふといふ表面の事實だけをもつて、夫妻別居制を主張することはできない。

## 五

古代において婚姻が如何なる手續をとつてなされたかは明かでない。概して古代においては性的生活

が自由放恣であつたらうと言はれ、甚しきに至つては、單なる一回の肉の結合をもつて婚姻としたなどと言はれたりするけれども、果してかくのごとく放恣であつたらうか。夫妻とは婚姻によつて結ばれたる男女であり、その婚姻は法律もしくは慣習にもとづいたものでなければならず、従つて婚姻によつて夫妻となるには、たとへ簡單であるにしても、何等かの手續を経ることが必要であつた。

例へばスサノヲノ命がクシナダヒメを娶つた時には、『是汝の女ならば、吾に奉らむや詔りたまふに、恐けれども御名を覺らずと答白せば、吾は天照大御神の同母男なり。故今天より降坐しつと答へたまひき。爾に足名椎手名推神然坐さば恐し、立奉らむと白しき。』(古事記)とあつて、まづ親に交渉してその承諾を求めてゐる。オホナムヂノ命がスセリヒメを得たのは、恰も略奪婚を思はせるやうな形式であるけれども、最後には父スサノヲノ命の承諾が與へられてをり、殊にニギノ命がコノハナノサクヤヒメに求婚した時、『僕は得白さじ、僕が父大山津見神ぞ白さむと答白したまひき』(古事記)とあつて、當事者の一存できめることができず、父の許諾が結婚成否に第一の必要條件であつたことがわかる。應神天皇がヤカハエヒメを得られた時にも、まづ道で麗しき嬢子に遇ひ、汝は誰の子であるかと問はれると、ワニノヒフレノオホミが女、名はミヤヌシヤカハエヒメと答へたので、それでは明日還りの時に汝の家を訪れようと言はれたので、ヤカハエヒメがその旨を父に語つたところ、『是に父が答曰けらく、是は天皇にましけり。恐し、我が子仕奉れ』と言はれた(古事記)とあつて、これまた父の許しと勧めとがあ

つたことを明にしてゐるから、たとへ本人の意志のみによる自由結婚が行はれることもあつたにしても、原則としては父母の許諾を得ることが必要であつたのであらう。さうしてその許諾が與へられたならば、そこに何等かの儀式らしきものが行はれたのではなからうか。上述したヤカハエヒメの父がその女に天皇に仕へ奉れとすゝめた後、『其の家を厳しく飭りて候ひ待てば』、天皇が翌日訪ね來り、そこで『大御饗獻る時に、その女矢河枝比賣命に大御酒盞を取らしめながら』御歌をよまれて、美女を得られたその歡喜の情をうれしげにのべあらはし、『かくて御合ひまして生みませる御子を宇遲能和紀郎子にましかる』(古事記)とあるが、この一條は古代の婚姻の一形式を示した物語とみることができ。ニニギノミコトがコノハナノサクヤヒメを娶られた時にも、ヒメの父オホヤマツミノ神が『百取の机代の物を持しめて奉出しき』(古事記)とあり、またホヲリノミコトが海神の宮を訪れたときにも、『此の人は天津日高の御子、虚空津日高にませりと云ひて、即ち内に率て入れ奉りて、海驢の皮の疊八重を敷き、亦繩疊八重を其の上に敷きて其の上に坐せまつりて、百敷の机代物を具へて御饗して、即ち其の御女豊玉毘賣を婚せまつりき』(古事記)などあるから、婚禮に際して饗應の行はれたことが知られる。

また求婚に際して媒人を立てたことは、仁徳天皇が女鳥王を乞はれた時、速總別王を媒人にたてられた話(古事記)によつて知ることができ。景行天皇が三野國造の祖神大根王の女エヒメ、オトヒメの姉妹を召されようとして、御子オホウスノ命をつかはされ、安康天皇がその同母弟大長谷王のために若

日下王を婚はせむとして、その兄の大日下王のもとへ坂本臣等が祖根臣をつかはされたが(古事記)、これらもまた媒人とみられないことはない。神武天皇がイスケヨリヒメを得られた場合にも、オホクメノ命をつかはして求婚された(古事記)。殊にこの場合においては、イスケヨリヒメが他のをとめ達とともにタカサジヌに出で遊んだ時に、天皇がイスケヨリヒメをみられたといふこと、また天皇の意をうかがつたオホクメノ命と天皇との問答、及び天皇の意をうけて姫に求婚したオホクメノ命と姫との問答が、いづれも歌をもつてなされてゐることは、歌垣の形式をおもはせるものである。また結納品をもたらずことのあることは、雄略天皇が若日下部王のもとに通はれた時、途中白犬を得て、『その犬を賜入れて詔らしめたまはく、是の物は今日道に得つる奇しき物なり。故つまどひの物と云ひて、賜ひ入れき』(古事記)とあることによつて知られる。これらの例はいづれも断片的であつて、古代の婚姻の形式を十分明かにしてゐないし、また婚姻そのものが至つて簡單であつたらうけれども、しかしかういふ例のあることからみても、そこに何等かの手續を経たものであらうことは明かである。

降つて律令の規定においては、婚姻に種々の條件があつた。まづ(一)年齢は男年十五、女年十三以上でなければならず、(二)蓄妾は認められなければ、重婚は許されず、(三)女が婚姻をなすにはかならず一定の親族の承諾を得るを要し、(四)姦通者の結婚は無効とされ、(五)喪中の嫁娶は許されず、(六)良民と賤民との結婚は許されず、同色婚たるを要し、(七)皇族間及び皇族人民間の婚姻は官許を要するなどの實質的條

件があり、また(一)結婚には必ず媒人を必要とし、(二)男家、女家ともに婚主を定め、(三)男家より女家に對して聘財を贈るといふ形式的條件があつた(三浦周行博士、古代親族法、法制史の研究三三六——三八三)。もちろんこれは法律の規定であつて、當時とだけそれか勵行されたかは明かでないから、民間の實際の慣行がこの通りであつたとは言へない。けれども律令は唐制を範としたとは言へ、そのまゝそれを踏襲したものではなくして、わが國の事情を參酌して變改を加へてゐるのであるから、以上の規定においても、また當時の實際の慣習を或程度に顧慮してゐるものと言はねばならぬ。かういふ點からみると、婚姻がかならずしも放恣なものでなかつたことが知られるであらう。殊に家族制度のすでに確立してゐた時代において、その制度の基礎をなすべき夫妻の關係が弛緩したり、曖昧であつたとは考へられない。従つて當時男が女のもとに通つた例において、たゞそれだけで、その女が果して認められたる妻であつたかどうかは、直ちに決められないのである。

## 六

正倉院文書の戸籍及び計帳においては、夫妻が同居したか、別居したかは、判明しない。のみならずこれに關聯して多くの疑問が起りうるのである。例へば妻が夫の籍にのつてゐる場合が甚だ多いけれども、また妻のみえない場合もある。御野國山方郡三井田里、大寶貳年の戸籍において、戸主五百木部君

分麻呂の子女として、嫡子たる年七歳の小子をはじめ、年二歳の綠兒、年一歳の綠兒、及び年十二歳の小女、年六歳の小女、年一歳の綠女をあげながら、それらの子女の母、即ち戸主の妻の名がみえない（大日本古文書卷之一）。年一歳の綠兒と綠女とは同母の雙生兒であるのか、それとも異母の兄妹であるのか判明しないが、その母たる戸主の妻のみえないのはどういふ理由であらうか。妻が綠兒、綠女を分娩した後死亡したためであるのか、それともなほ夫の籍に入つてゐないためであるのか。また下總國葛飴郡大嶋郷、養老五年の戸籍において、左のごとき例がある。

戸主孔王部比都目、年陸拾參歲 老丁 課戶

妻藤原部奈爲賣、年陸拾歲 丁妻

男孔王部官麻呂、年貳拾肆歲 正丁 嫡子

孫孔王部麻志比等、年壹歲 綠兒

孫弘王部若麻呂、年壹歲 綠兒

孫女孔王部木葉賣、年參歲 綠女

孫女孔王部小刀自賣、年壹歲 綠女

上件四口官  
麻呂男女

この例において戸主の夫妻をあげながら、嫡子の妻をあげないのは、どういふ理由であらうか。殊に嫡子の子女、年壹歳の綠兒と綠女の三人は同腹であるのか、異腹であるのか判明しないけれども、もし

異腹とすれば多妻であつたわけである。しかるに同じ戸籍において他の戸口の場合では、妾の名すらあげてゐるにかゝはらず、これにおいては妻の名を逸してゐるのは不思議である。

子女の關係からみて、當然妻の存在すべきことが豫想せらるゝものにおいて、妻の名のあげられてゐないのは、以上の例にかぎらるるのではない。戸主に妻があるけれども、戸主の第二人がともに緑兒、緑女を有しながら、いづれもその妻の名を逸したり、或は戸主に緑兒がありながら、その妻がみえず、却つて二組の寄人夫妻が記されてゐるのがある。緑兒、緑女が在籍してゐるにかゝはらず、妻が在籍してゐないのは誠にをかしのことであつて、一方では妾すら籍に記されてゐるのであるから、妻の在籍はあるべき筈である。しかるにそれのないのは、妻が死亡したためであらうか。それにしても以上の例において戸主の二弟の妻がいづれも死亡してゐたとするのも腑に落ちがたく、もし死亡してゐないで、しかも在籍してゐないとすれば、別居してゐたためであらうか。もしさうであるならば、在籍者は同居してゐたとみられうるけれども、果してそれがすべての場合に適應できるか疑はしい。天平五年六月の右京計帳において、戸主出避徳麻呂に年十五と七の男子、年三十、二十五、二十の女子があり、戸主の弟に年十六、十一の男子、年十二の女子がありながら、いづれもその妻がなく、さうして最後に戸主の母が天平五年五月に死したことが記されてあり、また天平五年山城國計帳に、戸主東人が年六の小子、年十と年四の小女を有しながら、その妻がなく、しかも戸主の母が天平四年九月に死したことが朱書され

てゐる。これらの例において母の死が特に記されてゐるにかゝらず、妻の死が記されてゐないところをみれば、妻は在籍してゐないためか、それとも妻の死亡がすでに古く年月を経てゐたためであらう。もし在籍してゐなかつたとすれば、もちろん別居してゐたものと思はれるが、もしさうであるならば、この場合においても逆に在籍者は同居を意味するとみていいものかどうかわからない。戸籍には往々凶妻兒とあり、これは亡妻兒であるから、亡妻に子のある場合には、亡妻のあつたことが明かにされてゐる。其他凶妻兒とか凶夫兒といふのがあり、また今嫡男今嫡女と、先嫡男、先嫡女と區別したり、先妻男女、先夫女、先妻女などもあるから、かゝる場合には先妻、先妾、先夫のあつたことが知られる。

また御野國味蜂間郡春部里、太寶二年の戸籍において、戸主久知良に妹があり、それに子女二人あれど夫なく、さうしてその子女の氏六人部は戸主の氏と同じである。しかるに御野國本簀郡栖太里、太寶貳年の戸籍において、戸主太安に妹二人あり、各子女二人を有しながら、いづれもその夫の名がみえずしかも甲妹の子女の氏は物部、乙妹の子女の氏は穗積であつて、ともに戸主の氏建部と異なつてゐる。前者の例のごとく、戸主の妹の子女の氏が戸主の氏と同じである場合には、或は妹夫妻が別居してゐて、その子女が妻のもとに養育されたとみられうるけれども、後者の例のごとく、戸主の妹の子女の氏が戸主の氏と異なる場合には、子女の母が夫の死亡或はその他の事故によつて離別した後、その子女をひきつれて實家に歸つたともみられないことはなく、従つてこの場合には直ちに夫妻別居の例證として斷定

するわけにゆかない。

三浦周行博士は、妻妾が夫の籍に附くものが多くあるけれども、なほその本姓を改めず、彼等にして夫と籍を異にし、居を別にせるものも少くはなかつたと言ひ、その例として續日本後紀承和十年正月十五日の條の記事

右京職言。近江國坂田郡人尾張連繼主祖父比知麻呂。三條坊人也。而父秋成。偏隨<sub>ニ</sub>母居。己附<sub>ニ</sub>外籍<sub>一</sub>者。繼主一人。男一人。刪<sub>ニ</sub>改邊籍<sub>一</sub>。貫<sub>ニ</sub>附三修三坊<sub>一</sub>。

と、更に同十二年二月一日の條の記事

河内國讚良郡人相模權掾從六位下廣江連乙枝賜<sub>ニ</sub>姓大枝朝臣<sub>一</sub>。貫<sub>ニ</sub>右京一條四坊<sub>一</sub>。乙枝者從五位下大枝朝臣永山之子也。未<sub>レ</sub>編<sub>ニ</sub>籍帳<sub>一</sub>。其父死亡。由<sub>レ</sub>是冒<sub>ニ</sub>母氏姓<sub>一</sub>。貫<sub>ニ</sub>河内國<sub>一</sub>。父族憐<sub>レ</sub>之。依<sub>レ</sub>實上請。乃蒙<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>本。

とを擧げ、夫妻間における別籍異居の事實を證明するものとした（古代戶籍の研究、法制史の研究、七六一）。しかしこれらの例においては、いづれも子が母に従ひ、母の氏を冒したものであるが、古代の戶籍においては、たとへ妻が夫と氏を異にする場合においても、その子女は多くの場合において父の氏を稱してゐて、母と氏を同じうするものは甚だすくない。それ故子女が母の氏を冒すのは極めて稀な特殊の場合であると言はねばならず、さうであるからこそ、上記の例において、父の族がこれを憐んで本籍

にかへらしめることになつたのである。

なほ古代の戸籍においては、妻が夫の籍にあつても、氏を異にする場合が甚だ多いが、しかし同じ氏である場合もないではない。例へば御野國加毛郡半布里、太寶貳年の戸籍において、戸主縣主族安麻呂の妻及び妾の一人は戸主と同氏、妾の一人は異氏、嫡子と次子との妻はいづれも同氏で、三男の妻は異氏であるが、この場合同氏のもは元來同氏であつたのか、結婚後同氏となつたのか不明である。同所同年の戸籍のうち、戸主縣主族嶋手の一家においては、戸主夫妻はもちろんのこと、戸主の母並びに戸主の二人の弟のそれぞれの妻がすべて同氏である。筑前國嶋郡川邊里、大寶貳年の戸籍において、戸主ト部久良麻呂夫妻、及びその嫡子夫妻がいづれも同氏である。また下總國葛飭郡大嶋郷、養老五年の戸籍のうち、戸主孔王部小山の妻、及び妾がいづれも同氏であつて、氏を同じうする例はなほ他にも多く存在するが、單に戸主の妻のみならず、戸主の母も、妾も、或は嫡子の妻も、戸主の弟の妻にいたるまで同氏であるごときは、元來同氏であつたものの結婚したものとは思はれがたいけれども、しかし同じ氏のもの群居してゐる場合には絶無とはいはれないから、結婚後氏を同じくするに至つたものであるときめることはできない。がもし後者の場合であるとするならば、かういふ場合には當然かゝる夫妻は同居してゐたものとみていいであらう。なほ古代の戸籍において、明かに夫妻同居とみられうる例は、山背國愛宕郡雲上里、神龜三年の計帳において、『隨夫筑紫國』と記された女が三人あり、また山城國天

平五年計帳において、戸主錦部彌麻呂が越前國にゐて、その妻秦小宅豐賣が『隨夫』とあることきであつて、しかも後の場合においては夫妻が氏を異にしてゐるから、氏を異にしながら同居した場合もあることがわかる。従つて戸籍において、異氏の夫妻がかならず別居してゐたとはきめられない。また養老五年類載陸奥國戸籍において、

戸主弟古瀕兒久波自 年廿一 正女

太寶二年籍後、嫁出往郡内郡上里戸主君子部波屋多戸、戸主同族阿佐麻呂爲妻

とあるなどは、結婚によつて實家を去つたものと思はれるから、夫妻同居したものともみていいであらう。要するに古代の戸籍及び計帳においては、夫妻の同居及び別居は判明せず、個々の例において推測のゆゑるさるる場合があつても、如何なる時に同居し、或は別居したかは明かでない。

## 七

古代の戸籍においては一戸の員數がきはめて多く、二三十人から、甚しきは筑前國嶋郡川邊里、大寶貳年の戸籍におけるがごとく、實に百貳拾四人に及ぶものがあるから、かゝる多數のものがすべて一家のうちに生活してゐたかどうかは疑はしく、おそらく多くの場合において數家族に分れてゐたのであつて、下總國養老五年の戸籍、神龜二年近江國志何郡計帳、神龜三年山背國愛宕郡雲上里、及び雲下里計

帳、或は天平五年右京計帳などにおけるごとく、一戸のうち戸主に對して單に戸とあるのは、この事情を示すものである。しかしわが戸婚律においては、祖父母父母の現存中は子孫が戸籍財産を別にすることとは許されない原則であつて、たゞ財産においては祖父母父母の同意によつてこれを分つことがみとめられたにすぎず、他方において戸主の權が甚だつよく、一家の家長として祖先以來の家業をつぎ、祖先の祭祀を司るのみならず、一家の財産を支配したのであつて、たとへ他の家族員が個人的財産を所有することが許されてゐても、自由にそれを處分することが許されない有様であつたから、他の家族員が別に一家を構へることはおそらく容易のことではなく、従つて一戸が數家族に分れた場合、所謂房戸が如何なる經濟的地位にあつたかは明かでないけれども、かならずしも恵まれたものでなかつたらうと思はれる。従つて別に房戸を構へることのできないものは、依然戸主の下に同居をよぎなくされたのである。それ故もし夫妻同居し、或は別居する原因が經濟上であるならば、この點において有利な地位にある直系が多く同居し、傍系が多く別居したのではなからうか。これは今のところ單なる臆測にとどまつて、これを立證すべき適確な材料を有しないけれども、かならずしも不當なる臆測とは思はれない。たゞ一つこの臆測をつよめる傍證となるものは、最近まで大家族制度を持続してきた飛驒國白川村における家族制度の下における結婚である。

白川村の大家族制度は古代の大家族制度をそのまま傳へたものでないにしても、多くの點においてそ

れを髣髴たらしむるのであつて、特に家長權の強大であるごときはその最もいちぢるしい點である。即ち家督及び財産の相續權は長子もしくは嗣子の特權であつて、彼等が家長となつて財産を管理し、その他の家族員はたゞ家長の命に唯々として従ひ、すべての勞役に服するのであるが、更に家長權のいちぢるしい點は婚姻權である。即ち家長及び嗣子のみが婚姻をなし、妻を迎へて同居し得るのであつて、他の男子は極めて稀な例外をのぞいて正式に婚姻をなし、同棲することをゆるされないのである。彼等は相當の年齢に達すると好配を求め、男子は内縁の妻を、女子は内縁の夫をもち、それぞれ實家にあつて夫妻別居をして、男が女のもとに通ふのであるが、しかし決して亂倫恣行なく、永世その意を變へることなく、その情交はたゞ公然式をあげないのみで、純然たる一夫一婦の關係であり、さうしてその間に出まれた子女は私生兒として女子に屬し、その家にとどまるといはれてゐる（本庄榮次郎氏、飛驒白川の大家族制、經濟史研究、四六一—四七二、及び有森英彦氏、白川村に於ける大家族制度に就いて、三田評論二九七號）。かういふ制度は男子においては分家を許されないため、女子においてもなるべく一家の勞働力を豊富にする必要上、實家を去らしむることを好まないといふ理由などから、自らに生じたものであつて、所詮大家族制度の必然の結果であるとするれば、古代における大家族制度の下においても、これと類似の現象、即ち戸主たるべきものが妻と同居し、然らざるものが多く別居するといふ關係が生じなかつたであらうか。

なほ上述したやうに、古代においては家長權が甚だつよいのみでなく、戸籍においては子女は多く父の氏を稱するのを原則としてゐる點からみてもわかるやうに、すくなくとも古典によつて知られうる時代のわが古代社會においては、母權よりも父權がつよく、しかして繼承もまた母系よりはむしろ父系であつたことは、オホタタネコが召された時、『僕は太物主神、陶津耳命の女活玉衣毘賣にみ娶ひて生みませる御子、名は櫛御方命の子、飯肩巢見命の子、建甕槌命の子、僕意富多多泥古と白しき』(古事記、崇神天皇の卷)といふ記事によつても立證されるのである。従つて單に男が女の許に通ふといふことのみで母系繼承を主張するときは、當を得たものとはいはれない。たゞし夫妻別居の場居、白川村の例のごとく、生まれた子女が母のもとに養育され、母の氏を稱したならば、母系繼承といはれうるけれども、古代社會においてさういふ場合があつても、それは全般的な現象であつたのではないから、母系繼承が通則であつたと斷定することはできない。上述したやうに、直系が夫妻同居して傍系が別居し、或は嫡妻が同居して次妻が別居したとすれば、傍系、もしくは次妻の子女において母系繼承があつたのではなからうか。

## 八

要するにわが古代社會における夫妻の關係は、一部の人々の信するがごとく、しかく自由放姿のもの

ではなくして、或手續を経て婚姻をむすびたること、夫妻別居の例もあれば、また同居の例もあつて、必ずしも一を原則として他を例外とみることのできないこと、而して別居の原因としては一夫多妻制をあげらるるが、しかし數妻の中一人の嫡妻があつてそれが夫と同居し、次妻が別居したのであらうこと、男が女のもとに通うたといふことのみで、夫妻別居を主張することのできないこと、古代の戸籍からは別居か同居かの斷定をなし得ないけれども、おそらく直系のものが多く同居し、傍系のものが多く別居したのではなからうかといふ臆測のなし得らるゝこと、またわが古代社會においては母權よりも父權がつよく、繼承もまた父系であつたが、傍ら母系も存在したことを説いたのが本論文の要旨であつて、それ以前の時代においてどうであつたかといふことは、こゝで斷定しないのである。